

公園利用のマネジメントについて

公園利用のマネジメントについて

現在、淀川河川公園においては都市公園法の規定や淀川河川公園における行為の禁止等に関する取扱要領等に基づき、許可等による利用上の調整を行っています（別紙参照）。

○利用ルールの周知方法について

公園利用者への利用ルールの周知方法については以下の課題があります

- ・「ゴルフ禁止」「ラジコン禁止」等の単一内容の禁止看板が多数設置されている
- ・老朽化した看板、掲示内容が古くなった看板がある
- ・看板のデザインに統一感がない
- ・ホームページ上でも利用ルールは見やすく整理されていない

看板については、河川公園全体の看板のあり方について検討を始めているところです。その中で、デザインの検討、禁止看板の整理、利用ルールの掲示方法についても検討し、順次更新、対応していきます。また、ホームページについては、公園の運営維持管理業務を行う事業者（淀川河川公園のHPを管理）と協議の上、リニューアルの機会に合わせて改善を図ります。

○多目的広場の利用マネジメントについて

現在整備を進めている多目的広場について、当面は既存の芝生広場と同様に自由に使うていただこうと考えております。許可等が必要な行為についても同様の扱いです。

但し、将来の整備の中で、野球場やサッカー場等の運動施設を多目的広場化した場合は、そこでこれまで野球等を楽しんでいた人と他の公園利用者との調整の仕方、つまり公園利用のマネジメントをどのように行っていくのが課題となることが予想されます。

その際には、改めて地域協議会の場で協議していただきたいと考えています。

淀川河川公園の利用ルールについて

現在、淀川河川公園においては都市公園法等に基づき、許可等による利用上の調整を行っています。

○都市公園法

都市公園法第十一条

国の設置に係る都市公園においては何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。

都市公園法施行令第十八条

法第十一条第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- 二 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 三 公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- 四 公園管理者が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- 五 公園管理者が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- 六 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

都市公園法第十二条

国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為を使用とするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、または頒布すること。
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。

都市公園法施行令第十九条

法第十二条第一項第三号での政令で定める行為は次に掲げるものとする。

- 一 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 二 ロケーションをすること。

○淀川河川公園における行為の禁止等について

行為の禁止等一覧表

| 禁止等の行為 |
|--|
| 園路・駐車場を除いた、自転車乗り入れ禁止箇所への乗り入れ |
| 定められた駐輪場以外に自転車を駐輪させること |
| 自転車の利用において、スピードの出し過ぎ、無理な追い越しなど他の利用者の安全に支障が及ぶ行為 |
| 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為 |
| バイクの進入路、駐車場以外の乗り入れ |
| 動物等の移動火葬車の乗り入れ及び営業活動 |
| 運動グラウンド以外のキャッチボールやサッカーの練習 |
| ゴルフの練習 |
| ペット（動物）の鎖を外した歩行 |
| ラジコン飛行機、スポーツカイト、パラグライダーなど飛行遊具の練習等 |
| 駐車場等でのラジコンカーの利用等 |
| バーベキュー指定場所以外でのガス、多量のマッチ、花火など爆発性・引火性の高いもの及び燃料などの持ち込み・利用 |
| ゴミの不法投棄 |
| その他、他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為 |

持ち込み禁止等物品一覧表

| 持ち込み禁止等物品 |
|--|
| 銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀、弓等含む） |
| ガス、多量のマッチ、花火など爆発性・引火性の高いもの及び燃料など |
| ゴルフクラブ |
| ラジコン飛行機 |
| その他職員等により安全かつ快適な公園利用に支障を及ぼし、公園施設を損壊する恐れがあると認められるもの |

法第 12 条の規定による許可申請に関し、原則として許可しないもの

| 許可申請が原則下りない行為 |
|--|
| 営利を目的とした物品の販売または頒布 |
| 公益性に欠け、または排他的な集会、展示会及び興行 |
| 営利のみを目的とした集会、展示会及び興行 |
| 公共性に欠ける募金または署名運動 |
| 公園利用または公園管理に係わりのない調査 |
| 職員等が勤務する時間以外の利用 |
| 公園施設の損傷または汚損など著しく公園利用の快適性を損なうもの |
| 公園の風致または美観の侵害など著しく公園利用の快適性を損なうもの |
| 他の利用者に危害を与え、または不便を生じさせるなど著しく公園利用の快適性を損なうもの |
| 事故の発生や公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合 |
| その他公園の利用上または管理上から不都合と認められるもの |